

生駒市規則第39号

生駒市まちをきれいにする条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

生駒市長 山下 真

生駒市まちをきれいにする条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市まちをきれいにする条例施行規則（平成22年12月生駒市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第9条を第13条とし、第8条の次に次の4条を加える。

（命令）

第9条 条例第20条第1項の規定による命令は、命令書（様式第4号）により行うものとする。

（公表の方法）

第10条 条例第20条第2項の規定による公表は、市役所前の掲示場への掲示、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（意見陳述の機会の付与）

第11条 条例第20条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、口頭ですることを市長が認めたときを除き、命令に係る公表に対する意見書（様式第5号）を提出させて行うものとする。

2 市長は、前項の意見書の提出期限（口頭により意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当の期間において、条例第20条第1項の規定による命令に従わなかった者に対し、意見陳述機会の付与通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(過料処分)

第12条 条例第22条の規定による過料の処分（以下「過料処分」という。）に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の3第1項の規定による告知は告知書（様式第7号）により行うものとし、同項の規定による弁明の機会の付与は弁明書（様式第8号）を提出させて行うものとする。

2 過料処分は、過料処分決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

様式第3号の次に次の6様式を加える。

殿

生駒市長



命 令 書

生駒市まちをきれいにする条例第19条の規定により、 年 月 日付け 第 号で必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、この勧告に従わなかったため、同条例第20条第1項の規定により下記の措置を講ずるよう命令します。なお、同条例第8条又は第9条の規定に違反した者で正当な理由なくこの命令に従わないときは、同条例第22条の規定により、2万円の過料に処されます。

また、正当な理由なくこの命令に従わないときは、同条例第20条第2項の規定により、住所及び氏名（法人等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、命令の内容、違反の事実その他市長が必要と認める事項を公表することがあります。

記

1 日 時	
2 場 所	
3 違反の内容	
4 講ずるべき措置	
5 履行期限	

（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による教示）

命令に係る公表に対する意見書

年 月 日

生駒市長 殿

住 所

氏 名

㊞

連絡先

（法人等にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

生駒市まちをきれいにする条例第20条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

<意見>

備考

- 1 この意見書と併せて証拠書類等を提出することができます。
- 2 代理人による意見陳述の場合は、委任状を添付してください。
- 3 提出期限までに意見書の提出がない場合は、意見陳述の機会を失います。

殿

生駒市長



意見陳述機会の付与通知書

生駒市まちをきれいにする条例第20条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、命令に係る公表に対する意見書に意見を記載し、提出してください。

記

予定される公表の内容	
公表の根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	
備考	

殿

生駒市長



告 知 書

あなたは、生駒市まちをきれいにする条例第 条の規定に違反し、かつ、同条例第20条第1項の規定による命令に従わなかったため、同条例第22条の規定により過料の処分の対象となります。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

日 時	
場 所	
違 反 の 内 容	
命 令 の 内 容	
弁 明 の 方 法	
弁明書の提出期限	
提 出 先	

弁 明 書

年 月 日

生駒市長 殿

住 所

氏 名

印

連絡先

(法人等にあつては、主たる事務所の所在地及び  
名称並びに代表者の氏名)

次のとおり、弁明書を提出します。

弁明の内容	<input type="checkbox"/> 告知のとおり認め、弁明することはありません。
	<input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。

備考

- 1 この弁明書と併せて証拠書類等を提出することができます。
- 2 代理人による弁明の場合は、委任状を添付してください。
- 3 提出期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

殿

生駒市長



過料処分決定通知書

生駒市まちをきれいにする条例第22条の規定により、下記のとおり過料に処する。

記

過料の額	20,000円	
違反の事実	日時	
	場所	
	内容	
過料に処された原因		

（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による教示）

附 則

この規則は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。